

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの期間、及び39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

夫の母親が、夫の分も含む家族3人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、夫だけが未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、未納期間は無い上、申立人の妻及び母親は、国民年金保険料を完納していることから、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に申立人の妻及び母親と連番で払い出されたものと推認される上、確認できる納付日は、昭和38年度を除いて、申立人とその妻及び母親は一致していることから、申立人の国民年金保険料はその妻及び母親の国民年金保険料と一緒に納付していたものとするのが自然であり、申立人の妻及び母親は申立期間が納付済みとされていることから、申立人の母親が、申立期間当時、同居していた申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 55 年 3 月まで

私は、母親が、私がまだ学生であった 20 歳到達時からの国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。なお、その当時、母親は、学生も国民年金の強制加入被保険者と認識していたため、私の弟についても、学生であった 20 歳到達時から国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納しており、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 8 月に払い出されたものと推認され、その時点で、申立期間は過年度納付により納付できる期間であり、申立人の弟の国民年金保険料については、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、加入手続を行った直後に 20 歳到達時にさかのぼって過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間以降の昭和 56 年 9 月に国民年金保険料が還付されたことが確認できるが、社会保険庁（当時）の取扱いでは、過誤納保険料について、充当可能な未納期間がある場合、当該保険料から充当するとされているところ、申立期間に充当されていないことを踏まえると、当時、申立期間については、納付済みとされていたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は8万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は8万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

A社から平成16年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

A社から平成16年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

A社から平成16年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

A社から平成16年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月28日は6万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月28日

A社から平成16年8月10日及び同年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同

年12月28日は6万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

A社から平成16年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

A社から平成16年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

A社から平成16年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

A社から平成16年12月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年10月に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料台帳により、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料台帳における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は1万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。